

「日医標準レセプトソフト」

令和4年1月からの出産育児一時金見直し
(産科医療補償制度等の一部改定)

2021年12月22日

日本医師会ORCA管理機構

■「産科医療補償制度」と「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱の一部改正について

令和4年1月1日以降に出産となる子供を対象に産科医療補償制度の掛金が引き下げられます。

出産年月日が令和3年12月31日まで	出産年月日が令和4年1月1日以降
16,000円 / 1分娩（胎児）	12,000円 / 1分娩（胎児）

掛金は引き下げられますが、代理受取額は令和4年1月以降も42万円で据え置きとなります。

■システムの対応

今回の制度改正に合わせて「産科医療補償制度に未加入の医療機関での出産」、又は「在胎週数28週未満で出産」の出産育児一時金が40.4万円から40.8万円に変更となりました。

これについて令和3年12月22日提供パッチで出産育児一時金画面及び出産育児一時金APIの対応を行いました。プログラム更新を行いパッチの適用を行ってください。

■ユーザーが必要な対応（産科医療補償制度の自費コードを登録しているユーザー）

産科医療補償制度の掛金1.6万円を設定している自費コードについて、令和3年12月31日迄と令和4年1月1日以降で金額が変更となる為、以下いずれかの対応を行う必要があります。

(1). 自費コードの有効期間を区切る方法

[有効期間の区切り方]

1	(Z01)点数マスタ設定画面に該当自費コードを入力しEnterを押下します。
2	金額が16,000円に設定されている期間を選択し画面左上の「通常」ボタンを押下します。ボタンの表示が「改正」と変わることを確認します。
3	有効年月日の開始日を令和4年1月1日で上書きします。
4	有効年月日の終了日は”9999999”のままF12（確定）を押下します。
5	(Z02)点数マスタ設定-コメント設定画面に遷移したら、金額欄を12000円に修正してF12（登録）を押下します。
6	「更新します。よろしいですか？」の画面が表示されたら、そのままF12（OK）を押下。
7	該当自費コードの履歴が作成されていることを確認してください。

番号	有効開始年月日	有効終了年月日
01	00000000	H26. 12. 31
02	H27. 1. 1	R 3. 12. 31
03	R 4. 1. 1	99999999

有効期間を区切った後の点数マスタ設定画面例

診療行為入力で期間を区切った自費コードを入力する場合、出産年月日が令和3年12月31日迄であれば、12月31日までの診療日で入力を行い、出産年月日が令和4年1月1日以降の場合は、1月1日以降の診療日で入力する必要があります。

(2) 12,000 円の自費コードを別に追加登録する方法

産科医療補償制度 12,000 円の自費コードを別に新設します。点数マスタ設定の点数欄集計先識別に誤りがないよう注意してください。診療行為入力で当該自費コードを入力する際は、出産年月日が令和 3 年 12 月 31 日までの場合は 16,000 円の自費コードを入力し、令和 4 年 1 月 1 日以降の場合は追加登録した 12,000 円の自費コードを入力してください。